市のホームページにも情報を掲載しています。
http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/

健康カレンダー

12月10日～1月9日

日	曜	行事	時間	会場
12月				
12	月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
13	火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃
14	水	3歳児健診	受付13:05～13:30	〃
15	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
19	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
20	火	5～6歳児歯科健診	受付13:05～13:20	〃
21	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
		2歳児歯科健診・子育て講座	受付12:45～12:55	〃
26	月	初妊婦講座・母子健康手帳交付(第1子)	受付9:20～11:10頃終了	〃
1月				
4	水	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃

問合せ　健康センター　TEL72-7176

市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

母子健康手帳の交付や乳幼児健診、子ども体験活動の催しなど、カレンダーにまとめて紹介しています。
http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp
トップページ→くらしの情報→その他・子どもカレンダー

年末・年始のごみ・し尿収集

■ごみ収集業務
年末：12月30日(金)まで　年始：1月4日(水)から

【収集日程】

12/25・日	休み
12/26・月	燃えるごみ(市内一円)
12/27・火	資源ごみ(枕崎・別府校区)
12/28・水	燃えるごみ(市内一円)
12/29・木	資源ごみ(立神・桜山・金山校区)
12/30・金	※燃えるごみ(市内一円)
12/31・土～1/3・火	収集業務は休み
1/4・水	※燃えるごみ(枕崎・別府校区)
1/5・木	※燃えるごみ(立神・桜山・金山校区)

※12/30(金)・1/4(水)・1/5(木)は、変更になっていますので注意して下さい。12/31(土)～1/3(火)は、収集業務は休みですのでごみは出さないで下さい。

■内鍋清掃センターへの持ち込み　TEL72-6816
年末：12月31日(土)まで
(搬入時間：午前8時30分～午後4時30分)
※12/25(日)は、年末につき持ち込みができます。
年始：1月4日(水)から
※年末(28日～31日)は、持ち込み件数が増えるために混雑が予想されますので、年末に集中しないよう早めに内鍋清掃センターに持ち込んで下さい。なお、家電6品目(冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・テレビ・パソコン)は持ち込めません。

■し尿くみ取り業務　枕崎清掃社　TEL72-1539
年末：電話受付は12月26日(月)まで
くみ取りは12月28日(水)まで
年始：1月4日(水)から

うぶごえ・おくやみ

10月16日～11月15日届出分

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
山崎 琉輝也(るきや)	良英	宮前町
下竹 星雫(せな)	遼太郎	恵比須町
吉永 智尋(ちひろ)	智雄	立神本町
山神 颯斗(はやと)	秀悟	岩戸町
岩下 昇平(しょうへい)	慎矢	栄本町
下山 樹輝(いつき)	尚生	下山
	村上 天希(てんき)	大輔 岩戸町
	中山 和音(かずね)	育雄 港町
	半野 鼓太郎(こたろう)	豊 中央町
	森 紗香(さやか)	英樹 塩屋南町
	山神 三葵(みつき)	修一 若葉町
	岩下 凜花(りんか)	勝明 恵比須町

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
田畑 秋雄	93	立神本町
伊集院 正親	57	緑町
久保 タツエ	97	若葉町
大園 繁	78	田布川町
揚野 堅一	93	新町
松井 フヂ	83	中央町
大塚 實利	83	大塚南町
松元 サヱ	87	栄中町
林 平蔵	84	桜木町
岩下 ツ子	97	栄中町
山崎 美利	82	山崎
俵積田 諭	80	別府東町
福島 サダ	87	東本町
立石 カズ	90	中町
園田 正子	70	大塚中町
今門 ヤエ	85	桜山東町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

人のうごき

平成17年11月1日現在

男性 11,907人(-3)
女性 13,831人(-2)
合計 25,738人(-5)
世帯 11,249世帯(+10)

(　)内は前月との比較

電話での年金相談は、『ねんきんダイヤル』へ

年金電話相談センター等の番号を集約し、平成17年10月31日から、『ねんきんダイヤル』が始まりました。

○年金請求などの相談
TEL0570-05-1165
○年金を受けている方の相談
TEL0570-07-1165

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。（土日祝日を除く）

通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

電話機の設定やPHSなど電話機によってはご利用できない場合があります。お手数ですが、他の電話機でおかけ直しいただくか、お近くの社会保険事務所へおかけください。

なお、これまでの年金電話相談センター（全国23か所）と社会保険業務センター中央年金相談室の電話番号はご利用になれませんのでご注意ください。

年金の裁定請求書の事前送付について

平成17年10月から、老齢年金を請求される方の利便性の向上と請求漏れを防ぐため、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の請求書「裁定請求書」や、「年金に関するお知らせ（はがき）」を送付しています。

老齢基礎年金の受給資格要件が確認できた方に対し、年金加入期間をあらかじめ印字した「裁定請求書」が60歳または65歳到達月の3か月前に業務センターから送付されます。

また、老齢基礎年金の受給資格期間が確認できない方や60歳を過ぎてから受給権が発生する方には、裁定請求の手続きなどを説明したはがきが送付されます。

「裁定請求書」や「年金に関するお知らせ（はがき）」の内容や手続き等についてのお問い合わせは、お近くの社会保険事務所または『ねんきんダイヤル（TEL0570-05-1165）』へお願いします。

年末調整や確定申告の際には、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を添付してください

所得税法等が一部改正され、平成17年の所得申告から、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付等が義務付けられました。

平成17年中に国民年金保険料を納付した方全員に対して、11月または翌年2月の上旬に送付されます。

①11月上旬に送付されている方
1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納めた方。

②2月上旬に送付される方
10月1日から12月31日までの間に、その年に初めて国民年金保険料を納めた方。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や領収証書は、確定申告や年末調整をするまで大切に保管してください。

年金ミニ講座

Q 私は60歳になったばかりです。国民年金は40年納付して満額もらえると聞いていますが、35年しか納付していません。もっと年金額を増やす方法はありませんか。

A 国民年金は、20歳に達した月から60歳の誕生日の前月まで加入（納付等）しなければならないことになっています。しかし、なんらかの事情で40年加入できない人もいます。

あなたの場合35年間とのことですが、将来的に金額を増やしたい人や、受給資格を満たすことのできなかった人のために、「任意加入制度」が設けられており、5年間は納付することが出来ます。60歳から65歳になるまでの任意加入期間を利用すれば、だれでも年金額を増やしたり、受給資格期間を満たすことができます。

あなたが65歳になるまでの5年間に任意加入をして保険料を納めたとすると、

794,500円×5年／40年＝99,300円

すなわち、約10万円年金額が増加します。

任意加入を希望される方は、60歳になってから市役所年金係の窓口で手続きが出来ます。また、65歳から利用できる「特例任意加入制度」は受給資格を満たしていない人のみに適用されます。